

大和国司興福寺考

朝倉 弘*

要 旨

大和国の吏務、つまり知行権が承保二年（一〇七五）に興福寺に付けられたとある興福寺側の記録をめぐって研究が進められているが、本稿では何故に大和国の知行権が興福寺に付けられることになったかについて考察してみた。後三条天皇即位以来、上流貴族摂関家の全盛期は終り、摂関家の政權は、受領層中心の中・下流貴族層を基盤とした後三条・白河親政權のもとに在ることを余儀なくされて承保期にいたったものと考えられる。こうした朝廷の動向のなかで摂関家が故国と考えていた大和国を同家のもとに確保してゆく政策として、関白師実は、摂関家の子息を興福寺に入れ（貴種）、彼等をして大和国知行権を行使させようと考えたものとみなされる。以下にその経緯について述べてみたい。

はじめに

昭和一一年に、永島福太郎氏は「大和国守護職考」¹⁾において、興福寺側の史料四点をとりあげ、大和国には大和国の興福寺への「賜国」の問題があると指摘したが、結論としては「大和賜国の問題は他に傍証なき限り、俄に決定し得ない」と。

つぎに、約五〇年後の昭和六〇年三月に大山喬平氏は「近衛家と南都一乗院―簡要類聚鈔考」²⁾において、「覚信」（藤原師実息、初めの貴種）の興福寺への入寺について「覚信の下向は白河親政下における師実政權の対南都政策のなかで実現をみたもの」であろうと。関連して「大和国奈良原興福寺伽藍記」の「承保二年貳年、和州一國吏務被_レ付興福寺」を紹介したが、おそらく、この大和一國の吏務（知行権）が興福寺に付けられたのも、師実政權の対南都政策のうちと考えてのこととみて違ひなからう。しかし、師実が何故覚信を入寺させたかについては何も触れるところがない。

その後、同年一〇月泉谷康夫氏は「鎌倉時代の興福寺と国司・守護」³⁾のなかで、平安時代末期については、大和国主摂政忠通による天養の大和国檢注、保元の荘園整理令による同国檢注失敗後同国主となつた平清盛による同国檢注をとりあげ、興福寺僧等の抵抗が究明されていない。檢注への抵抗は、必ずしも一國知行権と關係するとは限らないであろう。氏は平安末期の檢注の実状を述べたものと考えられる。鎌倉時代については、氏は結論として「多くの時期に造興福寺国に宛てられていた可能性も強く、そのおりの権限を通して、十三世紀後半には、興福寺は大和国の支配権を完全に掌握していったように思われる」と。氏は、造興福寺役の大和一円賦課・徴収が大和国の知行と

関係しているように扱われているが、事実上はそのとおりと考えられる。以上、大和国の吏務が興福寺に付けられたことに関する研究の主なものをあげてみた。つぎに私の考えるところについて述べてみたい。

一 大和国吏務、興福寺に付け被る件

興福寺では、右標記の件を「賜国」と称していたというが、永島氏の所説のとおり、これを傍証する記録はみられないようである。「伽藍記」の記録にみられる承保二年（一〇七五）には、九月二五日藤氏長者関白教通が八〇歳で薨じ、同年一〇月三日頼通息男の左大臣師実が藤氏長者になり、ついで同月一五日関白に任じている。この年右の二人とも大和の国主であったわけではない。従って興福寺を大和国司に推挙する余地もなかったろう。それでもなお推挙したとすれば、それは藤氏長者として行なったと考えるはかなからう。

また、右二人のうち誰かもわからないが、この点は、前年には師実が息男を、父頼通が薨じた（二月二日）、おそらくそのあと興福寺に法号覚信として入寺させたものと考えられるならば、大和国吏務を興福寺に「付」けたのも師実とみて違いなからう。興福寺への覚信の入寺は、貴種の初めと云われ、それは事実と考えられるが、頼通の死後と考える限り、初めてのこととしても、そこに自然さを感じる余地があったろう。できるだけ自立したためようにしたのではなからうか。この点、大和国吏務を興福寺に付けたにしても同様に措置したものではなかったろうか。というのは、大和の国司は右の時期も朝廷から補任されていたと考えられるからである。

それとして、延久四年（一〇七二）六月二〇日大和守藤原経衡が死去している（『尊卑分脈』）。ついで、同年七月源兼行の大和守在任がみられる（『系圖纂要』）。彼が秩滿で交替したとすれば、承保三年（一〇七六）六月まで在任していた筈であるが、ついで承暦元年（一〇七

七）二月二三日には平重経の在任がみられる（『水左記』）。以上によると、興福寺に大和国吏務が、おそらく藤氏長者・関白師実によって承保二年に付けられた時期、大和守は右のとおり在任していたとみて違いなからう。この限り、師実による措置は正式のルートによるものではなかったものともよりほかあるまい。このことが朝廷で明るみになれば、無事済むことではなかったろう。自立しないように措置したものであると前記したのは、推測であるが、それは表面化してはならないことと考えていたからであったろう。記録の上での初見の「伽藍記」は承暦三年（一〇七九）に興福寺僧還円が記したものを、久安元年（一一四五）に下賀茂親定によって転写されたものというが、時期的には「伽藍記」は覚信入寺、大和国吏務が興福寺に付けられた時期と同時期であり、記録としての信憑度は高いものとみることができよう。はじめは、おそらく興福寺上層部に密かに伝承される形でおこなわれたものとみなされる。それでは、師実が、以上のように、二つの措置をとった根拠はどこにあったものであろうか。この点についてつぎに考えてみたい。

二 競合する二つの政治勢力と摂関家の内紛

(1) 承保の時期朝廷には、競合する二つの政治勢力が形成されており、それぞれが大和国司を補任したのではなからうか。朝廷内の二つの政治勢力のうちの一つは上流貴族としての摂関家の体制であり、いま一つは受領層を中心に中・下流貴族層を基盤とした後三条・白河親政権であろう。前者の補任した大和守が興福寺、後者のそれが承保期には源兼行とみなされること前記のとおりである。

藤氏全盛期が後三条天皇の即位に終るとは、一般的に認められているところであるが、全盛期が終るとは、摂関家の政治体制に対抗するそれが実現することであろう。両者は単に並存したのみでなく、相

互に競合・対立しながら摂関家の政治体制が、後三条天皇即位によってそのもとに位置するようになったこととみなされる。しかし、消滅してしまふのではなく、摂関流は後三条政権下に入る形で摂政・関白として存続してゆくのである。

(2) つぎに、摂関家没落の原因としての内紛について考えてみたい。といつても珍しいことではないが、ここでの摂関家の内紛とは長元七年(一〇三四)七月一日東宮(敦良親王、のちの後朱雀天皇)妃禎子内親王(母は藤原道長長女妍子)に皇子(尊仁親王、のちの後三条天皇)が誕生すると、同親王(第二皇子)を中心として起きてきた摂関家内の競合・対立のことである。

頼通と教通は、いずれも道長息男であるが、母は同じく左大臣源雅信(字多源氏)女倫子であった。道長には、そのほか頼宗・能信・長家という三人の息男もいたが(出家等を除く)、母は左大臣源高明(醍醐源氏)の女明子であった。倫子が正室従一位であった関係か、尊仁親王誕生の前年(長元六年—一〇三三)の朝廷における右五人の地位には前の二人が後の三人に対して遠いのあるのがみうけられる。つぎのとおりである。

頼通—関白・左大臣・従一位、四二歳、教通—内大臣・左大将・正二位、三八歳、頼宗—権大納言・春宮大夫・正二位、四一歳、能信—権大納言・中宮権大夫、のち兼按察使、三九歳、長家—権大納言、二八歳、(公卿補任)

その三年後、長元九年(一〇三六)四月一七日後一条天皇が薨じ、皇太弟敦良親王(母、中宮彰子、道長女)が受禪して後朱雀天皇となり、皇太弟妃であった禎子内親王が長暦元年(一〇三七)三月一日皇后になつと、同日能信は皇后宮大夫となつた。

これに対し、頼通は養女の皇族姫子(敦康親王女)を、すでに長暦元年(一〇三七)正月入内させていた。ついで、同元年三月一日後朱

雀天皇中宮になると頼宗が中宮大夫に補任された。しかし、皇子の出産はなく同三年に薨じた。そのあと教通の女生子、ついで頼宗女の延子が入内、女御となつたが、ともに皇子の出産はなかつた。これに対し禎子皇后には長元七年皇子尊仁親王が誕生していた(前記)。

ところで、後朱雀天皇の皇后(禎子)宮大夫には能信が補任されたことは前記したところであるが、これは関白頼通の意向に反して就任したようで、以来両者間には対立が表面化したようである。実は『愚管抄』巻第四によると万寿四年(一〇二七)三月禎子内親王が敦良親王妃になって以来、その「御後見」には道長の意向によって能信が任じていたという。後朱雀天皇の皇后宮大夫を能信が強く求めて実現した背景には一〇年余に及ぶ能信の後見役としての勤めがあつたようである。

しかし、後朱雀天皇の皇太子には第一皇子親仁親王(のちの後冷泉天皇)が決まり、同傳には内大臣教通、同大夫には頼宗が補任された。親仁親王母は嬪子(道長女、頼通妹)であつたが、同皇子誕生(万寿二年—一〇二五)後間もなく赤斑瘡により病死した。親仁親王も誕生後同病となつたが、それを克服して成長し、長暦元年(一〇三七)八月一七日皇太子となつた(前記)ので、関白頼通も、いちおう安堵したものと推測される。

その後、問題となる事態が起きた。能信は長暦元年以後寛徳二年(一〇四五)にいたる、後朱雀天皇在位期間の九年間皇后(禎子)宮大夫として終始した。ついで、寛徳二年正月一六日後朱雀天皇が皇太子親仁親王に讓位(後冷泉天皇)したが、後冷泉天皇には皇子がなかつたので、翌一七日に弟の尊仁親王が皇太弟になり、同日能信は春宮大夫を兼ねたのであるが『愚管抄』巻第四にはつぎのとおり記されている。後朱雀天皇の病が重いので、親仁親王に讓位しよう関白頼通がすすめて後冷泉天皇が実現したようであるが、尊仁親王を皇太弟にするよ

う頼通は一言も云わなかったという。そこで能信が「二宮(尊仁)御出家」という形で病いの重い後朱雀天皇の意向を伺ったところ、同天皇は「二宮ハ東宮ニ立タムズル人」と申し、頼通を呼んでその意向を伝えたという。ここにも能信と頼通が対立しているものとして把握されている状況が窺えるとともに、禎子内親王(皇孫)に生涯を掛けている能信と後朱雀天皇の意向が一体的なものとして記されていることも知られる。

しかし、翌永承元年(一〇四六)一月二十七日皇太子傳は例によって内大臣教通が兼任したので、関白頼通も、いささかは心を緩めたものと考えられるが、その直後またも思いがけない事態が起きた。

それは同年二月十九日尊仁皇太弟が元服すると(一三歳)、その二日後に能信は自分の養女としていた茂子(関院流、藤原公成女)を皇太弟妃として入侍させたことである。このことは頼通らにとつては大きな衝撃であつたろうが、尊仁皇太弟とその母禎子皇太后が受け入れられる限り、頼通らも為す術がなかったものと考えられる。この点『愚管抄』巻第四には、尊仁皇太弟が元服の時後援者もなのままに元服されたが、能信はわが娘茂子を東宮妃に差し上げたのだ。この茂子は後に白河天皇の母となつたから、九条殿(師輔)の嫡流(兼家の子孫)が摂関から離れ、関院流から継体の君が出るであろう兆がみえると記されている。

これに対し、翌永承二年一〇月一四日右大臣教通は娘歛子を後冷泉天皇女御に入れ、同四年皇子が生まれたが死産であつた。ついで、同五年には関白頼通が娘寛子を後冷泉天皇皇后としたが皇子は生まれなかつた。

一方、茂子妃は永承五年には第一皇女(聡子)を、ついで天喜元年(一〇五三)には第一皇子(貞仁、のち白河天皇)を誕生している。ときに尊仁皇太弟は二〇歳、能信は五九歳、貞仁親王が即位すれば能信

は外祖父として摂政・関白の可能性があつたものである。しかし、能信は尊仁皇太弟が即位する以前の治暦元年(一〇六五)二月九日七二歳をもって此の世を去つた。頼通はなお存命しており七四歳、教通も同じく七〇歳であつた。この両人は能信の死去をどんな気持で迎えたのか。おそらく安堵したのではないかと推測される。

三年後の治暦四年(一〇六八)に尊仁皇太弟は即位して後三条天皇となり、貞仁親王は皇太子となつた。ついで延久四年(一〇七二)貞仁皇太子は即位して白河天皇となつたこというまでもない。翌延久五年五月六日白河天皇は亡き外祖父権大納言・春宮(実仁)大夫に太政大臣・正一位を贈つた。なお、『愚管抄』巻第四には、朝廷内では白河天皇は常に能信について、能信がいなかったならば、私が天皇になることはなかつたろうといつて、いつも呼び捨てにしないで「殿」をつけたと記している。この白河天皇の能信への気持は事実であつたとみてもよからう。しかし、それだけに白河天皇は、前関白頼通・関白教通・左大臣師実の摂関流に対しては冷厳な気持であつたろうと推測される。延久五年頼通・教通はなお、ともに存命していたこと云うまでもない。また、後三条天皇・禎子皇太后(福明門院)の摂関流への気持も白河天皇に同じであつたとみなされる。

(3)時期的に多少さかのぼるが、後三条天皇即位後、延久元年(一〇六九)四月七日には能信養子能長(頼宗の子)は能信の養女昭子(頼宗女)を女御として入内させた。ついで同年八月二日には能長の女道子が東宮(貞仁)妃となつた。この日は摂関流の師実が左大臣、関白教通の子信長が内大臣となつている。この日を選んでの皇太子妃の実現であつたとみなされる。以上は能信流の摂関流への挑戦であつたと云うまでもなからう。しかし、挑戦はなおも続いたようである。

それは、後三条天皇の皇女聡子内親王に仕えていた源基子(三条源氏基平女)に、延久三年二月一〇日皇子実仁親王が誕生し、同月二七

日基子は女御となった。この実仁親王誕生の背景には能信らの協力があつたものとみて違ひなからう。

以上三人の女性の入内は、いずれも摂関流以外からの入内であり、そこに後三条天皇の能信への接近、摂関流への疎遠化の動きがうかがえよう。しかし、前二者昭子・道子兩人には皇子の誕生は結局なかつた関係もあつて、延久四年二月八日後三条天皇が讓位、同日貞仁皇太子が白河天皇になると、同日基子の実仁親王が皇太弟となった。これは摂関流にとつて重大な事態であつたらう。

しかし、前後するが、実仁親王誕生の直後延久三年三月九日左大臣師実(養女賢子(村上源氏顯房女))を東宮(貞仁)妃とすることに成功した。云うまでもなく、摂関流としての能信流への挑戦とみなされる。その後東宮(貞仁)が白河天皇になると(前記)承保元年(一〇七四)九月二〇日賢子は中宮となり、承暦三年(一〇七九)七月九日賢子は皇子善仁親王を誕生した。しかし、白河天皇の皇太弟は、すでに実仁親王に決つており(前記)、摂関流にとつては問題であつたが、実仁皇太弟は応徳二年(一〇八五)十一月八日薨じた。摂関流関白師実らは安堵したものであろう。従つて翌同三年十一月二六日善仁親王が皇太子となった。と同時に白河天皇は讓位、善仁皇太子は同日受禪して堀河天皇となり、関白師実も同日摂政に任ぜられた。摂関流の外戚政策が成功したものと見えよう。

なお、堀河天皇母中宮賢子は、すでに応徳元年九月二二日薨じていたものである。白河天皇は摂関流には冷厳な気持を持っていたのであろうこと前記したところであり、賢子は師実が入内させた女性であつたけれども、白河天皇はこのほか寵愛していたようで、賢子の葬去を歎くこと甚しかったことが『愚管抄』巻第四にうかがえる。男女の關係は、また格別であつたものであろう。

三 庄園整理と国司

後三条天皇の延久元年(一〇六九)閏一〇月に設置された記録庄園券契所(記録所)の官人(上卿・弁・寄人)を延久年間に出された太政官符・官宣旨等から抽出してみると表1のとおりである。

これによるに、上卿のうちに藤原氏出身者は一人であるが、それは摂関流と対立していた能信の息男能長である。それ以外は源氏出身者ばかりである。宇多源氏経長と醍醐源氏として隆俊と資綱の二人がみられる。いずれも藤原氏全盛期の道長・頼通の時代以来關係を深める形で朝廷において台頭してきたものである。摂関家の恩顧を受けたとしても源氏出身者はそれとしての立場があり、また、とくに能信の母は醍醐源氏出身であつた。

つぎに、弁であるが大江山房のほかは藤原姓のものであるが、伊房・隆方(推定)・実政の三人がみられる。伊房は延久五年備中權守、隆方は延久二年以来同五年にかけて備中介、実政は延久四年備中守を、それぞれ兼任している。また、右少弁大江匡房は延久元年には三〇歳であり、同四年には備中介を兼任している(「国司補任」等)。

つぎに、左大史の小槻宿禰は一般に、小槻孝信が比定されているようであるが、後述のとおり隆方ではないかと推測される。延久三年以来和泉守を兼任している(表1、延久三年の太政官券契)。紀某は誰か不明。以上、延久年間の記録所の官人を推定し、彼等のうち上卿を除いて弁・史は誰もが国司を兼任していたことをみてきたが、さらに『続古事談』第一の王道の項には、大江匡房・藤原実政・小槻宿禰と考えられる三人が後三条天皇の側近として記されている。つぎのとおりである。

我クラ中ニツキテ後二、一事トシテ辭事セズト云事ヲカ、セ給ヘリケレバ、匡房卿コノ御コトハイカド侍ルベカラムト申ケレバ、

表1 延久の記録所の官人と推定される職と人物

延久 年月	布告	上卿(大・中納言)	弁	史
2・2	太政官符	権大・源経長(宇)	右少・大江匡房	左大・小槻宿禰
2・7	官宣旨	同上	中・藤原伊房	右大・紀
3・5	官宣旨案	権中・源隆俊(醍)	右少・大江匡房	大・小槻宿禰
3・5	同上	権大・藤原能長	中・藤原(1)	同上
3・6	太政官牒案	権中・源隆俊	右少・大江匡房	同上(7)
3・6	太政官符案	同上	同上	同上
3・6	太政官牒案	同上	同上	同上(8)
4・3	官宣旨案	同上	同上	同上
4・9	同上	権中・源資綱(醍)	中・藤原(2)	同上
4・9	太政官牒	権中・源隆俊	右少・大江匡房(3)	同上(9)
6・7	官宣旨案	同上	権中・藤原(4)	同上
6・7	太政官符案	権中・源資綱	権左中・藤原(5)	———
5・2	後三条告文	———	左中・実政(6)	———

注、(1)・(2)伊房か、延久5年備中権守兼任、(3)延久4年備中介兼任、(4)未詳、(5)隆方か、延久2年
以来備中介兼任、(6)藤原か、延久4年備中守兼任、(7)□□守(和泉守か)兼任、(8)(9)和泉守兼任、
なお、(宇)は宇多源氏、(醍)は醍醐源氏。

事ノホカニ逆鱗アリテ、何事ヲ思テカクハ云ソト問セ給ケレバ、
実政ニ常陸ノ弁降方ヲコエサセラレタル事ハイカニト申タリケル
時御気色スコシナオリテ、(下略、傍点筆者)

これは後三条天皇に対し大江匡房が、天皇が、私は一事として間違つたことをしていない旨書いているのを、これはどういふことかと尋ねると、天皇は逆上したが、常陸の弁降方を越えて藤原実政を出世させたことを指摘すると、天皇は素直にそれを認めている状況がうかがえる。このうち常陸の弁降方は常陸の小槻氏出身の降方とみなされる。匡房・実政は後三条天皇の、皇太子以来の侍読であったものである。後三条天皇の若い頃からの学問上の指導者であったが、この点については同書に「後三条院ハ春宮ニテ廿五年マデオハシマシテ、心シズカニ御学問アリテ、和漢ノ才智ヲキハメサセ給フノミアラズ、天下ノ政ヲヨクヨクキ、ヲカセ給テ(下略)」(傍点筆者)とあり、侍読の指導内容もうかがえる。

(2) 『愚管抄』巻第四には後三条天皇の、延久の記録所の設置について、周知のところであるがつぎのとおりみえる。

延久ノ記録所トテハジメテオカレタリケルハ、(中略)宇治殿ノ時一ノ所ノ御領ノトノミ云テ、庄園諸国ニミチテ受領ノツトメタヘガタシナド云ヲ、キコシメシモチタリケルニコソ、(下略)

これによると関白頼通の時期、寄進によって摂関家領等の庄園が増加し、そのために受領国司は勤めが思うに任せないと朝廷に上申するのを聞き入れて、後三条天皇は記録所を設置したことがうかがえる。これは、関白頼通の時期にも、というよりは、摂関家領庄園が乱立した時期だからこそ、という方が妥当である。うが、王朝国家体制のもとにあっても、受領国司から朝廷に庄園整理に関する要望がいわば「申請雑事」として寄せられた結果とみなされる。こうした要望を後三条天皇は、大江匡房らの指導になる精神をもって、また前記のとおり摂関

流に冷徹、藤原能信に近接した立場と受領国司層を中心とした能長以下の記録所官人の立場に立って庄園整理をすすめたものと考えられる。

右の条件のもとでの庄園整理の中では摂関流の庄園が特別に除外されることはなかったものである。この点『愚管抄』巻第四には「前大相国ノ領ヲバノソクト云宣下アリテ」とみえるが、『後二条師通記』には父師実の言葉として「庄園文書、後三条御時依台所進也」とあり除外されることはなかったものとみなされる。大寺院としての興福寺領庄園の記録も提出したものと考えられる。今日残る「興福寺大和国雑役免坪付帳」(『平安遺文』四六三九)はその控とみなされる。

以上によると庄園整理において摂関流は特別扱いをうける余地はなくなっていた。その氏寺の興福寺領庄園にしても同様であった。

四 摂関流の対策

藤原道長の息男が二派に、頼通・教通と能信の二派に分化するのは敦良皇太弟(のちの後朱雀天皇)妃植子内親王の第二皇子尊仁親王(のちの後三条天皇)の誕生が契機であったこと前記したところである。以来西派は外戚政策等を相互に進める形で対立が表面化したものと考えられるが、しかし、頼通・教通・師実といった摂関流は摂関流として存続し、一時成功するかに見えた能信の外戚政策は結局失敗したとみなされる。白河天皇は能信には殿称をおこない敬意を忘れたかったにしても、延久三年師実が皇太子妃として入内させた賢子にたいする貞仁皇太子の寵愛は強いものがあり、即位して白河天皇になると賢子は承保元年九月中宮となった。師実が外戚政策の、当面の順調さに、いちおうの安堵はしたにしても、一方、基子の出産した実仁皇太子が存在していたため問題を抱えていたろう。

前関白頼通が薨去し、ついで師実が子息を興福寺に覚信として入寺

させ、関白教通も薨じて、左大臣師実が氏長者、ついで翌承保二年関白として、大和国吏務を興福寺に付けたのは右のような状況のなかでのことであった。この際大和国司が問題なのであるが、『続古事談』に前関白の頼通と関白教通が興福寺南円堂の再建に関連させて、大和国司の重任を後三条天皇に申し出て、そこに両者の対立が激化した記録がある。

右のほかに庄園整理で摂関家領庄園が除外とならなかったこともあり(前記)、頼通・教通・師実は摂関流の限界を思い知らされたものとみなされる。対立する能信らは後三条天皇にひそかに声援をおくったものであろう。

しかし、頼通ら摂関流が大和国司の問題に関して、右記の対立者のほか、一番問題にしたのは後三条天皇の背後に控える国司層を中心とした中・下流貴族層であったろう。ともあれ、庄園の存在と国司とは本来的に矛盾する存在であったと考えられるからである。こうしたなかで白河天皇の承保二年閏四月には庄園整理の動きもみられ、心細さの去来したことが推測される。ついで、氏寺興福寺について思いをめぐらすと、当面同寺の別当と権別当は左掲のとおり、二人とも国司の子息であることに気付いたのではないか。

『興福寺別当次第』にはつぎのとおりみえる。

後冷泉齋難 頼尊大僧正兼法務

康平五年八月十四日任、五十治十五年、甲斐守藤頼経息、承保三年六月廿七日入滅、年六十七、

権別当長昭大僧都兼前司頼明息 治暦三年月日任、延久五年二月廿日卒、五十六、(傍点筆者)

なお、興福寺の一一世紀中頃以後の別当・権別当の出身層を整理すると表2のとおりである。その多くが国司出身者で、全体として中・下流貴族層出身であることがうかがえる。また、全盛期における興福寺

への摂関家の姿勢(表2の注参照)をも考えると、そのままでは興福寺の運営は右同層と結ぶ白河天皇に傾いてゆき、摂関家氏寺でありながら摂関流の支配下を離れる可能性が考えられる状況にあったものとみなされる。

承保元年頼通薨去後の機会を逃さず師実は息男覚信を入寺させ(前記)、いずれ別当への望みを托し、興福寺を摂関流のもとに確保しようとしたものと考えられる。能信方(能長)に同寺を奪われない対策でもあったろう。

その後、師実が覚信に托した興福寺別当の夢は、康和二年(一一〇〇)に実現している。『興福寺別当次第』にはつぎのとおりみえる。

堀河^{覚信} 覚信大僧都^兼齋難、京師城^兼齋難勅命

師実は翌同三年に薨じた。ところで、覚信が別当に任ずると問もなく起きては困ると予想していた事態が生じた。それは権別当についての白河天皇の干渉であって、別当覚信の権別当は『興福寺別当次第』にはつぎのとおりみえる。

権別当権僧正範俊^兼勅命、兼

康和二年十月七日任、六十一、

右の範俊は興福寺上座仁朝^兼の子息であるが、実は真言僧であり、曾て呪法によって白河天皇の病を平癒させて以来信任を得て側近となっていた僧で、東大寺長者にも任じていたものである。これは是非もなく受け入れなければならない人事であったが、こうした干渉は以後も起きてきた。

以来、摂関流は子息(貴種)を別当等に任ずる形で興福寺と春日社を同流の配下に確保してゆく必要があった。また、氏社・氏寺の所在する、いわば藤原氏の故国大和を摂関流のもとに確保するためには、摂関流の国司が必須と考えた。それとして興福寺へ入れた貴種を大和国司と考えたものであろう。

表2 興福寺別当・権別当の出身

年 号	西 曆	補 任	本 人	父親の職務・氏名・位階等
長久5年	1044	別 当	真 範	播磨守平生昌、正四位
永承4年	1049	権別当	道 讚	伊予守藤原孝忠
天喜3年	1055	別 当	円 縁	円波守・春宮亮高階業遠
康平3年	1060	別 当	明 懐	
康平5年	1062	別 当	頼 信	出雲守・甲斐権守藤原頼経
治暦3年	1067	権別当	長 昭	讃岐前司頼明
承保3年	1076	別 当	公 範	齋院長官平以康、従五位上
永保元年	1081	権別当	頼 尊	左京大夫藤原実康
応徳3年	1084	権別当	濟 尋	参議師成
寛治3年	1089	別 当	頼 尊	(前掲)
嘉保3年	1096	権別当	隆 禅	
康和2年	1100	別 当	覚 信	関白藤原師実
康和2年	1100	権別当	範 俊	興福寺上座仁朝
天永2年	1111	権別当	永 縁	式部大夫藤原永相、正五位カ
保安2年	1121	別 当	永 縁	(同上)
保安2年	1121	権別当	定 円	伊予守藤原敦家

注、関白頼通は息男覚円を、また師実は息男仁源を、覚信より早く、それぞれ園城寺と延暦寺に入寺させており、上記の興福寺別当の出身をも合せて考えると、摂関家は氏寺の興福寺より延暦寺等を重視していたものと考えられる面がある。摂関家は全盛期興福寺に対しては、おそらく同寺領庄園の増大を過度と考えて、それを抑圧するよう源頼親を3度も大和守に任じている（「大和守源頼親小考」『奈良工業高等専門学校研究紀要』21・22号）が、こうした摂関家の姿勢が上記人事に結果したものであろうか。

おわりに

白河親政期に引き続いて院政時代に入るが、同時代を経過するなかで院は巨大な庄園領主となってゆく。

一方、一一世紀の摂関家全盛期に興福寺は同家氏寺として同家の権威を募りながら同寺領庄園の拡大につとめたが、それは雑役免庄園の獲得であって、庄園形成の点からみると初期的段階とみなされる。雑役免のほかは官物・加納田・檢注権等をも獲得して庄園の実質を確保したのは、おおまかにみて実は、後三条親政期以後院政時代にかけてのことであつたとみなされる。摂関家領庄園についても、基本的には同じことが考えられよう。

つまり、院政時代には、院と院のもとにあつた摂関家、それに興福寺は、いずれも庄園領主として並び存在し、それぞれに同領主として発展したものとみなされる。

しかし、右の状況にあつても、国司による庄園整理の要求は依然としておこなわれたもので、興福寺等も同整理令に対抗していったものである。

一方、院が巨大な庄園領主になつた院政時代には、後三条・白河親政期と違って、院を恐れる必要はなく、興福寺は、実質院の補任する大和守に対しては、あらわに抗争し排除して、興福寺独自の体制をもつて大和国司としての支配をすすめていった。それは春日若宮祭礼の興福寺、同寺大衆による興行である。つまり、祭政一致の政治の推進と考えられる。なお、貴種覺信以来、以前の官寺としての興福寺は摂関流の氏寺に転化したものとみなされる。

注

- (1) 『歴史地理』六八巻四号所収。
- (2) 『日本政治社会史』下巻所収。
- (3) 『寺誌叢書』三(『大日本仏教全書』所収)。以下「伽藍記」と略称する。
- (4) 『高円史学』一号所収。
- (5) 源兼行は藤成源氏出身。
- (6) 林屋辰三郎氏「院政の成立について」(『日本史研究』二号、古代国家の解体)所収、とくに一九〇頁。
- (7) ここで摂関流とは摂関家流のうち、頼通・教通・師実以下摂関の流れを指し、摂関家内でも、とくに能信流は除く。後述する。
- (8) その一つとして右大臣道長と兄中関白道隆の子内大臣伊周の争いがあつた。道長は伊周を打倒して左大臣となり政権を掌握している。
- (9) 第二皇子である。第一皇子は親仁親王(のちの後冷泉天皇)である(後述)。
- (10) 後一条天皇中宮威子(道長女)の中宮権大夫。長元八年中宮大夫となる。
- (11) 以上のほかに、右大臣・右大將・皇太子傳・正二位として藤原実資七九歳がいた。彼は摂関家流師輔の兄実頼四男齊敏の息男で実頼の養子となつた人物である。ここでは除外しておく。
- (12) 長元九年九月六日後一条天皇中宮威子の薨去により、能信の同中宮大夫は停止されていた。
- (13) 皇女二人が誕生している。
- (14) 基平は寛徳三年(一〇四五)には二一歳、従三位・非参議、康平七年(一〇六四)には従二位・参議・備中權守とみえる。三九歳にしてこの年逝去している(「公卿補任」)。

- (15) 延久の場合は官人の内容は明らかではないが、天永の記録所の場合は延久のそれにならったものという(『中右記』天永二年九月九日条)のでそれによったものである。
- (16) 谷口昭氏「諸国申請雑事―摂関期朝廷と地方行政―」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収、昭和四五年)等参考した。
- (17) 康和元年(一〇九九)六月一三日条。
- (18) 『平安遺文』一一一五号の官宣旨家。美濃国大井・齋部庄に関するもの。
- (19) 僧侶は一般に妻帯しなかったが、神官は妻帯し、同職を子孫に相続させたので、摂関の子息を僧侶にする形で興福寺を摂関流の配下に入れ、それを拠り所に氏社春日社も同流の配下に入れようとしたものと、いちおう考えられる。この点、大和国司の場合は興福寺のほか春日社も、形式上は大和国司とみなされていたものである。治承三年(一一七九)の長者宣は「勤学院院所下春日社司等」となっている(『奈良県史』一一)。
- (20) 『奈良県史』一〇。
- (21) 前掲泉谷氏論文。なお、正式に大和国主に任せられた摂政忠通が大和守に源清忠を補任して天養の檢注を進めると興福寺等は反抗し、清忠の配流を要求した。こうした動きは、院のもとにあった忠通には、それなりの立場があつたことであつたろうが、反面、興福寺の庄園獲得が過熱化していたことにもよるものであつたろう。しかし、忠通は内面では興福寺に通じていたものであろう。彼の息男覺繼(惠信)は天養の檢注以前に興福寺僧となつており(『興福寺別当次第』)、ついで、同息男信円(覺繼の弟)も同寺に入つている。また、源清忠は翌年石見守に遷任されたので、或る程度興福寺の要求は認められたとみてもよからう。なお、後述の春日若宮祭礼は忠通が関白のとき、保延二年(一一三六)に始行されたが、同祭は忠通が創めたといわれている(永高福太郎氏「春日若宮おん祭の歴史」、『折りの舞』所収、二〇頁)。この限り忠通も興福寺
- の大和国知行に同意していたものとみなされる。
- (22) 院への春日神木動座を考えれば理解できよう。
- (23) 『奈良県史』一一、八頁以下。
- (24) 興福寺の、官寺から氏寺(御寺)への転化の指摘については、日下佐起子氏の「平安末期の興福寺―御寺觀念の成立―」(『史窓』二八号所収)がある。転化の内容は同じではないが、興福寺の違った側面をうかがわせる。なお、白河院政期以後の興福寺の大和国知行は『奈良県史』一一に掲載した。

On Koufukuji, Governor of the Province of Yamato

Hiroshi ASAKURA